

# あおもり生業づくり復興特区制度のご案内

八戸市内の復興産業集積区域において、雇用機会の確保に寄与する事業を行う又は設備投資を行う法人や個人事業者の方々が、各種要件を満たす場合、下記の税制上の特例措置等を受けられます。

特例措置を受けるためには、八戸市から指定を受ける必要があり、その申請受付は、下記申請窓口で行っております。

この制度につきましては、平成28年度税制改正により期間が5年間延長となり、令和3年3月31日までとなりました。

また、固定資産税の課税免除につきましては、平成29年6月八戸市議会にて条例改正したことにより、対象となる資産の取得期間は令和3年3月31日までとなりました。

## 1. 対象事業者

特定の復興産業集積区域内において、特定業種に該当する事業を営む法人又は個人事業者で、新たな設備投資や被災者の雇用を維持した事業者。※復興産業区域及び特定業種は、別紙又は下記問い合わせ先でご確認下さい。

## 2. 法人税の特例措置

同一事業年度では併用不可	特別償却 ／ 税額控除 (法37条)	機械装置、建物などを取得した場合に、特別償却または税額控除できます。					
		特別償却		税額控除			
		取得時期	H28.4.1～R3.3.31	取得時期	H28.4.1～R3.3.31		
		機械装置	50%	機械装置	15%		
建物・構築物		25%	建物・構築物		8%		
※税額控除は法人税額の20%が限度。20%を超えた金額については、4年間の繰越控除が可能。							
→②	法人税特別控除 (第38条)	雇用者等に支払う給与等支給額の一定率を、指定日以降5年間税額控除できます。					
		指定日	H28.4.1～R3.3.31				
→③	新規立地促進税制 (法40条)	控除率	10%				
		※税額控除は法人税額の20%が限度となります。					
		新設された一定の要件を満たす法人に限り、指定後5年間、課税を繰延べします。					
④	研究開発税制 (法39条)	新設法人の再投資等準備金積立額の損金算入(指定後5年間、所得金額を限度)		+ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再投資等した場合には即時償却 (再投資等準備金残高を限度)</span>			
		※その他、投資・雇用等の要件があります。					
		開発研究用資産を取得した場合に、特別償却及び税額控除ができます。					
+ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">左記開発研究用資産の償却額の10%～30%を税額控除（最大、税額の30%控除）</span>		取得時期	H28.4.1～R3.3.31				
		特別償却率	50%				
※上記3種の選択適用の特例と併せて適用可能です。							

## 3. 固定資産税の課税免除

復興推進計画の認定日（平成24年3月2日）以降、令和3年3月31日までに新たに取得した資産の固定資産税を、取得から5年間に限り課税免除します。（市から上記①③④の指定を受けた場合に限ります。）

## 4. 規制の緩和措置

水産加工団地、臨海工業地帯（一部を除く）、桔梗野工業団地、南郷地区において工場立地に係る緑地面積率等を緩和します。

## 5. 問い合せ先・申請窓口

八戸市 商工労働観光部 商工課 商工振興グループ（八戸市役所 別館5階）

TEL : 0178-43-9242（直通） FAX : 0178-43-2256

e-mail : shoko@city.hachinohe.aomori.jp

ホームページ : [https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/shokoka/zigyosya\\_sogyosyashien/3/4168.html](https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/shokoka/zigyosya_sogyosyashien/3/4168.html)